

## 川崎市告示第36号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第260条の2第11項の規定により告示された事項の変更届がありましたので、令和4年川崎市告示第60号に告示された事項を変更し、同条第10項の規定により次のとおり告示します。

令和8年1月26日

川崎市長 福田 紀彦

### 1 届け出た地縁による団体

#### （1）名称

東末長町内会

#### （2）事務所の所在地

川崎市高津区末長4丁目10番25号

#### （3）代表者の氏名

藤下 貴雄

#### （4）代表者の住所

川崎市高津区末長4丁目17番11号205

### 2 変更事項及びその内容

#### （1）代表者の氏名及び住所

「毛内 秀一」を「藤下 貴雄」に改める。

「川崎市高津区末長4丁目18番47号」を「川崎市高津区末長4丁目17番11号205」に改める。